



簡易公募型プロポーザル方式（総合評価型）に係る手続き開始の公告（共同企業体）

次のとおり技術提案書の招集を依頼します。

那覇港管理組合公告第4号

平成25年5月7日

那覇港管理組合管理者 仲井眞 弘多



1 業務概要

(1) 業務名 那覇港輸出貨物増大促進事業検討業務

(2) 履行場所 那覇港地内

(3) 業務の目的

那覇港では輸入超過（いわゆる「片荷輸送」）となっていることや外国への直航航路が無いことが輸送コストが割高になっている要因となっている。その解消策として、本業務は、コンテナ単位などで輸出する新規、貨物増大輸出荷主を対象とした社会実験によりコスト、リードタイム等を検証し、物流コストの低減や輸送システムの改善等の検討を行うとともに、香港直航路の社会実験を実施し、定着への課題検討、定着への方策の検討を行うものである。

(4) 業務内容

業務内容は、以下を予定しているが、調査内容・頻度などについては変更が発生する可能性がある。

- ・計画準備、協議・報告
- ・那覇－香港間の物流に関する基礎データの収集・整理
- ・実施計画の作成
- ・実施体制の構築（関係者との調整を含む）
- ・協議会の開催
- ・社会実験の実施
- ・モニタリングの実施
- ・効果の検証・課題の把握（関係者ヒアリングを含む）
- ・今後の取組方針のとりまとめ
- ・報告書作成

(5) 履行期間 契約締結日の翌日から平成26年3月31日まで

(6) 業務量の目安 35,000千円以下

(7) 本業務は、受注者を特定する場合において、一定の条件を満たす者を公募により選定し、当該業務に係る実施体制、実施方針、技術提案等に関する提案書（以下「技術提案書」という。）の提出を求め、技術提案書の内容が業務の履行に最も適した者を受注者とするプロポーザル方式の試行業務である。

2 参加資格

参加表明書又は、技術提案書を提出しようとする者は、次に掲げる資格等を満たしている者により構成される共同企業体であること。

(1) 参加者に共通して求める要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- イ 土木関係建設コンサルタント業務（建設部門）に登録を受けている者であって、那覇港管理組合の平成24・25年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録に係る参加表明書を提出し、登録された者。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者ではないこと（上記イの再認定を受けた者を除く。）。
- エ 参加表明書等の提出期限の最終日から特定日までの期間において、那覇港管理組合の工事等契約に

係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。

オ 参加しようとする者間に資本関係又は人的関係がないこと。(資本関係又は人的関係がある者すべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

カ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、那覇港管理組合発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

キ 沖縄県内に、参加者のいずれか少なくとも1社の本店があること。

ク 実施方針及び特定テーマが適正であること。

ケ 当該業務の見積額が契約限度額であること。

(2) 共同企業体の結成にあたっての要件

ア 2社共同企業体とする。

イ 自主結成方式とする。

ウ 当該業務に関し、2つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。

エ 代表者は構成員のうち最大の履行能力を有し、かつ最大の出資割合の者でなければならない。

カ 構成員のうち最小の出資者の出資割合は、30%以上でなければならない。

キ 共同企業体の協定書が、入札説明書と同時に配布する「共同企業体協定書」によるものであること。

(3) 代表構成員の実績及び管理技術者の要件

ア 代表構成員に関する要件

(ア) 2(3)イからエに挙げる基準を満たす管理技術者を当該委託業務に配置できること。

(イ) 同種又は類似業務の実績

下記に示される同種業務又は類似業務について、平成15年度以降から公告日までに完了した業務(再委託による業務の実績は含まない。)において、企業単体もしくは共同企業体構成員として、1業務以上の実績を有さなければならない。

a. 同種業務：下記①～③のすべてを行う業務。ただし、実績として示す1業務ですべての要件を満たす必要はなく、複数業務の実績であわせて①～③の要件を満たしていればよい。

①沖縄県における物流の実態に関して調査・分析を行う業務

②官民が連携した協議会の運営を行う業務

③海上輸送に関する社会実験を行う業務

b. 類似業務：下記①～③のうちのいずれかを行う業務

①沖縄県における物流の実態に関して調査・分析を行う業務

②官民が連携した協議会の運営を行う業務

③海上輸送に関する社会実験を行う業務

イ 配置予定技術者の資格に関する要件

(ア) 管理技術者

以下のいずれかの資格保有者であること。

a 技術士(総合技術監理部門「建設部門」)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者

b 技術士(建設部門：港湾及び空港)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者(当該で平成13年度以降に試験に合格した者は、7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門(技術士制度における技術部門)に4年以上従事している者。)

c RCCM(港湾及び空港部門)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者

ウ 配置予定技術者の業務実績に関する要件

(ア) 管理技術者

管理技術者は、平成15年度以降から公告日までに完了した業務において、下記a若しくはbの実績を1業務以上有すること。

a. 同種業務：下記①～③のすべてを行う業務。ただし、実績として示す1業務ですべての要件を満たす必要はなく、複数業務の実績であわせて①～③の要件を満たしていればよい。

①沖縄県における物流の実態に関して調査・分析を行う業務

②官民が連携した協議会の運営を行う業務

③海上輸送に関する社会実験を行う業務

b. 類似業務：下記①～③のうちのいずれかを行う業務

①沖縄県における物流の実態に関して調査・分析を行う業務

②官民が連携した協議会の運営を行う業務

③海上輸送に関する社会実験を行う業務

エ 配置予定管理技術者の手持ち業務量に関する要件

管理技術者は、全ての手持ち業務の契約金額が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者とする。ただし、契約金額が、1,000万円を超える業務で、管理技術者が低入札調査基準価格以下で契約した業務を担当している場合は、手持ち業務の契約金額が2億円未満、又は手持ち業務の件数が5件未満。

※手持ち業務量とは、公告日の前日（特定後未契約のものも含む）において管理技術者となっている500万円以上の他の業務をいう。

(4) 代表構成員以外の構成員に求める要件

ア 同種又は類似業務の実績

下記に示される同種業務又は類似業務について、平成15年度以降から公告日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、企業単体もしくは共同企業体構成員として、1業務以上の実績を有さなければならない。

a. 同種業務：下記①～③のすべてを行う業務。ただし、実績として示す1業務ですべての要件を満たす必要はなく、複数業務の実績であわせて①～③の要件を満たしていればよい。

①沖縄県における物流の実態に関する調査・分析を行う業務

②官民が連携した協議会の運営を行う業務

③海上輸送に関する社会実験を行う業務

b. 類似業務：下記①～③のうちのいずれかを行う業務

①沖縄県における物流の実態に関する調査・分析を行う業務

②官民が連携した協議会の運営を行う業務

③海上輸送に関する社会実験を行う業務

イ 配置予定技術者の資格に関する要件

(ア) 担当技術者

以下のいずれかの資格保有者であること。

a 技術士（建設部門）

b 技術士補（建設部門）

c RCCM

ウ 配置予定技術者の業務実績に関する要件

(ア) 担当技術者

担当技術者は、平成15年度以降から公告日までに完了した業務において、下記a若しくはbの実績を1業務以上有すること。

a. 同種業務：下記①～③のすべてを行う業務。ただし、実績として示す1業務ですべての要件を満たす必要はなく、複数業務の実績であわせて①～③の要件を満たしていればよい。

①沖縄県における物流の実態に関する調査・分析を行う業務

②官民が連携した協議会の運営を行う業務

③海上輸送に関する社会実験を行う業務

b. 類似業務：下記①～③のうちのいずれかを行う業務

①沖縄県における物流の実態に関する調査・分析を行う業務

②官民が連携した協議会の運営を行う業務

③海上輸送に関する社会実験を行う業務

3 技術提案書の提出者を選定するための基準等について

「測量及び建設工事コンサルタント業者等の指名に関する要領」に定める指名基準による。なお、同基準中の「(1)当該業務に対する技術的適正、(2)会社の経営状況及び使用人並びに技術者の状況、並びに(4)過去における成果の状況」については、同種又は類似業務の実績並びに配置予定技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

4 受注者の特定に関する事項

(1) 評価の方法

算出方法は、以下のとおりとする。

- ア 評価値の算出方法
評価値=技術評価点
 - イ 技術評価点の算出方法
技術提案書の内容に応じ、下記(ア)、(イ)、(ウ)の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。
 - (ア) 予定技術者の経験及び能力
 - (イ) 実施方針等
 - (ウ) 特定テーマに対する技術提案
- (2) 受注者の決定方法
受注者の決定は、(1)によって算出された評価値の最も高い者を受注候補者とする。
なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて受注候補者を選定する。
受注者は、受注候補者を指名審査会の審議に付した後、学識経験者の意見聴取を経て決定する。その結果は技術提案書を提出した者全員に通知する。

5 各種手続き等

- (1) 入札説明書、設計図書の交付期間、交付方法等
 - ア 交付期間 公告日から土、日、祝祭日を除く10日間 午前9時から午後5時まで
 - イ 問い合わせ先 沖縄県那覇市通堂町2番1号
那覇港管理組合 企画建設部 企画室
- (2) 参加表明書の提出等
参加を希望するものは、下記により参加表明書を提出するものとする。
 - ア 参加表明書の提出期間、提出場所及び方法等
 - (ア) 期 間 公告日から土、日、祝祭日を除く10日間 午前9時から午後5時まで
 - (イ) 提出方法等 入札説明書による
 - イ 技術提案書の提出要請の通知（選定通知）
通知は、郵便等をもって行うことを予定する。
 - ウ 共同企業体申請書の提出
本業務の参加を希望する者は、共同企業体資格審査申請書及び共同企業体協定書を持参により提出しなければならない
 - (ア) 期 間 公告日から土、日、祝祭日を除く10日間 午前9時から午後5時まで
 - (イ) 提出方法等 入札説明書による
 - (ウ) 部 数 1部
- (3) 技術提案書及び見積書の提出等
技術提案書及び見積書の提出方法は、次のとおりとする。
 - ア 提出資格
3に基づき、技術提案書及び見積書の提出要請を受けた者。
 - イ 技術提案書及び見積書の提出期間等
 - (ア) 期 間 選定通知の日から20日程度
 - (イ) 提出方法等 入札説明書による
 - ウ 技術提案書のヒアリング
 - (ア) 期 間 技術提案書提出の日から3日程度
 - (イ) 方法等 入札説明書による。
- (4) 特定に関する事項
受託予定者として決定された者に対しては、特定通知書を通知する。

6 その他

- (1) 契約保証金
契約を結ぼうとする者は、那覇港管理組合契約規則第4条の定めるところに依り、契約保証金は免除とする。
- (2) 参加資格の喪失
本公告に示した参加資格のない者の評価又は参加表明書、技術提案書申請書及びその他提出資料に虚

偽の記載をした者の評価は無効とともに、指名停止を行うことがある。

なお、技術提案書の提出要請を受けた者であっても、要請後、指名停止措置を受け受注者の決定時に
おいて指名停止期間中である者の評価も無効とする。

(3) 参加表明書又は技術提案書の提出期限後において、原則として参加表明書及び技術提案書に記載
された内容の変更を認めない。

(4) 配置予定技術者の確認

ア 参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむ
をえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければな
らない。

イ 受注者の決定後、配置予定管理技術者の専任制（手持ち業務量）違反の事実が確認された場合、契
約を結ばないことがある。

(5) 問い合わせ先一覧

ア 契約関係：〒 900-0035 沖縄県那覇市通堂町2番1号

那覇港管理組合 企画建設部 企画室

TEL 098-868-4544 FAX 098-862-4233

イ 応募調書資料関係：アと同じ。

ウ 設計図書関係：アと同じ。

(6) 詳細は入札説明書による。